

2009年6月2日

平田機工株式会社

GM社 連邦破産法適用申請による当社グループへの影響についてのお知らせ

当社の取引先であるGeneral Motors Corporation(以下GM社)が米国連邦破産法の適用を申請いたしました。当社および当社グループへの影響は軽微でありますのでお知らせいたします。

記

1. GM社の破産法適用申請および同社に対する当社グループの債権について

2009年6月1日(日本時間)に、米国GM社が日本の民事再生法にあたる連邦破産法第11章の適用を申請いたしました。

当社は、米国子会社であるHirata Corporation of Americaを経由してGM社に自動車エンジン組立ライン、トランスミッション組立ラインを販売しておりますが、その代金の大半はすでに回収済みであり、現時点での債権残高は約1億円であります。

2. 債権の処理および今期以降の業績への影響について

当該債権については2009年3月期の決算で既に会計上の手当て(貸倒引当金の繰入)を行っておりますので、仮に債権全額が回収不能となった場合でも、今期以降の当社グループの業績についてマイナスとなる影響はありません。

3. 残債権回収の見通しについて

現時点では、確定的な情報を入手しておりません。今後の推移を注視し、弁護士とも協力の上、回収に注力いたします。

以上